

## 別紙12

### 不可抗力による損害金分担規定

事業期間中（ただし、建設期間及び維持管理期間中は除く。）に不可抗力が発生した場合、不可抗力により発生した損害額及びその復旧費用等の追加費用は、100分の1相当額に至るまでの追加費用額は乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。ただし、乙又は乙が業務を委託若しくは請け負わせた者（再委託、下請等を含む）が不可抗力により発生した損害額及び復旧費用等に対し、保険金を受領した場合は、当該保険金相当額を追加費用から控除する。